

◎ 保育の目標

幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本としています。

市立幼稚園では、生涯学習の出発点として、幼児が幼稚園の生活を通して心豊かに生きる力の基礎を育成するために、次のような目標で教育をしています。

- (1) 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- (2) 様々な人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人々とかかわる力を養う。
- (3) 周囲の様々な環境に興味や関心をもってかかわる力を養う。
- (4) 正しく言葉をつかったり、人の話を聞いたりする態度を育てるとともに、童話や絵本などに興味をもつようにする。
- (5) のびのびと表現することを通して、豊かな感性や表現力を養い、創造力を豊かにする。

◎ 保育時間

午前8時45分から午前11時30分までの曜日 (水曜日)

午前8時45分から午後2時までの曜日 (月・火・木・金曜日)

◎ 休業日

祝日、土曜日、日曜日、振替休日、夏季7月21日～8月31日、冬季12月24日～翌年1月6日、春季3月25日～4月5日

◎ 預かり保育

(1) 対象児 保護者の仕事や家庭の事情などで保育終了後家庭保育ができない幼児

(2) 実施曜日・時間 月・火・木・金曜日(上記休業日は除く)
午後2時～午後4時

◎ 費用について

(1) 保育料(平成29年8月現在)

世帯	保育料(月額)		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0円	0円	0円
市民税の所得割が非課税となる世帯	3,000円 (0円)	0円	0円
市民税の所得割額が5,000円以下となる世帯	5,000円 (1,500円)	2,500円 (0円)	0円
市民税の所得割額が5,000円を超え、10,000円以下となる世帯	6,666円 (2,000円)	3,333円 (0円)	0円
市民税の所得割額が10,000円を超える世帯	10,000円 (3,000円)	5,000円 (0円)	0円

1 生計を一にする世帯で3歳から小学校3年までの範囲の子どもが2人以上いる場合、第2子の保育料は、第1子の半額、第3子以降は無料となります。なお、園児の属する世帯が納付すべき市民税の所得割額が77,100円以下であって、子が2人以上いる場合、兄弟の年齢制限は設けず、当該所得割額が非課税となる世帯にあっては園児が第2子以降のときは無料となり、それ以外の世帯にあっては園児が第2子のときは半額、第3子以降のときは無料となります。

2 満18歳未満(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む)の児童が3人以上いる場合、第3子以降の園児については、保育料が無料となります。(市民税の所得割額211,200円以下の世帯に限る。)

- 3 園児の属する世帯が母子及び父子世帯、在宅障がい児のいる世帯等の場合、保育料は表の（ ）内の額になります。（市民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯に限る。）
- 4 4 月から 8 月までは前年度の市民税額、9 月から翌年 3 月までは当年度の市民税額に基づいて保育料を決定するため、9 月から保育料が変更となる場合があります。

(2) 預かり保育利用料（1 時間当たり）

世帯	利用料 (1 時間当たり)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0 円
市民税の所得割が非課税となる世帯	50 円
市民税の所得割額が 5,000 円以下となる世帯	75 円
市民税の所得割額が 5,000 円を超え、10,000 円以下となる世帯	100 円
市民税の所得割額が 10,000 円を超える世帯	150 円

- 1 市民税の所得割が非課税となる世帯のうち、同一世帯で幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校等を利用している子どもが 2 人以上いる場合、第 2 子に係る 1 時間当たりの利用料は 25 円、第 3 子以降は 5 円となります。
- 2 園児の属する世帯が母子及び父子世帯、在宅障がい児のいる世帯等で、当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯については、保育利用料が無料となります。

(3) 教材費等の実費を毎月徴収します。

◎ 募集人員

	新 4 歳 児		新 5 歳 児	
	人数	学級数	人数	学級数
富野幼稚園	35 名	1	15 名	1

富野幼稚園新 5 歳児（現 4 歳児）在籍数 20 名（定員 35 名）【平成 29 年 8 月 1 日現在】

- ◎ 入園資格 新 4 歳児 平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日まで
新 5 歳児 平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 4 月 1 日まで
に出生し、城陽市に在住する幼児

◎ 願書交付・受付の年月日・時間

平成 29 年(2017年)10 月 2 日（月）及び 3 日（火） 午後 2 時～午後 4 時

※ 幼児同伴の上、保護者あての住所・氏名を明記した葉書と印鑑をご持参ください。

◎ 受付場所

富野幼稚園 城陽市富野南清水 30 番地 TEL 52-1009

◎ 入園許可

- (1) 入園許可をした方については、10 月下旬に市教育委員会から保護者あて通知します。
- (2) 応募者が募集人員を上回った場合は、抽選により入園を決定します。申込みの順番ではありません。

◎ その他

- (1) 入園許可を受けた後、入園を辞退する場合は、必ず幼稚園に連絡してください。その際、入園許可書を幼稚園に返還してください。
- (2) 募集の詳細については、市教育委員会学校教育課（56-4004）又は富野幼稚園にお問い合わせください。